

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 日本アンテナ株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 瀧澤 一郎
(J A S D A Q ・ コード番号 : 6930)
問い合わせ先 取締役管理副本部長 田中 憲二
(TEL . 03 - 3893 - 5221)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 53 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)ならびに会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)および会社計算規則(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり定款の変更を行うものであります。

「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことに伴い本制度を採用するため、変更案第 5 条の変更を行うものであります。

単元未満株式の管理の効率化を図るため、単元未満株式の権利を合理的な範囲で限定することを定める変更案第 10 条を新設するものであります。

インターネットの普及が進んだことに鑑み、株主総会参考書類などをインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための変更案第 16 条を新設するものであります。

取締役会の機動的、効率的な運営を目的とし、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 24 条第 2 項を新設するものであります。

上記のほか、定款全般にわたる構成および表現の見直しを行い、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 29 日(木)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日(木)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、30,000,000株とする。ただし、株式の消却が行なわれた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条の3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、30,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、株券不所持の申出その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、株券不所持の申出その他株式に関する取扱いおよびその手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、必要ある場合には取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とする事ができる。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議に基づきあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、<u>毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. [現行どおり]</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">[新 設]</p> <p>(決議方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 13 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 15 条 <u>株主総会の議事録には、その経過の要領および結果を記載し、議長ならびに出席した取締役が記名押印するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 16 条 当会社の取締役は、13 名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 17 条 取締役の選任は、株主総会において、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>2. 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠または増員により新たに就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了の時までとする。</u></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第 16 条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p>第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. [現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">[削 除]</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 [現行どおり]</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役の選任決議は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. [現行どおり]</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第 19 条 当社は、取締役会の決議により、<u>会社を代表すべき取締役を定める。</u> 2. [条文省略]</p> <p>(取締役会の招集および議長) 第 20 条 [条文省略] [新 設]</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 21 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その<u>出席取締役の過半数をもって行う。</u> [新 設]</p> <p>(議事録) 第 22 条 <u>取締役会の議事録には、その経過の要領および結果を記載し、出席した取締役および監査役が記名押印するものとする。</u></p> <p>(取締役会規程) 第 23 条 [条文省略]</p> <p>(取締役の報酬) 第 24 条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第 25 条 [条文省略] (監査役の選任) 第 26 条 監査役の選任は、株主総会において、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> (監査役の任期) 第 27 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠により新たに就任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第 28 条 <u>監査役は、互選をもって常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 当社は、取締役会の決議により、<u>会社を代表すべき取締役を選定する。</u> 2. [現行どおり]</p> <p>(取締役会の招集および議長) 第 23 条 [現行どおり] 4. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法) 第 24 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> 2. <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>[削 除]</p> <p>(取締役会規程) 第 25 条 [現行どおり] (報酬等) 第 26 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第 27 条 [現行どおり] (監査役の選任) 第 28 条 監査役の選任決議は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (監査役の任期) 第 29 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第 30 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知) 第 29 条 [条文省略] [新 設]</p> <p>(監査役会の決議方法) 第 30 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(議事録) 第 31 条 <u>監査役会の議事録には、その経過の要領および結果を記載し、出席した監査役が記名押印するものとする。</u></p> <p>(監査役会規程) 第 32 条 [条文省略]</p> <p>(監査役の報酬) 第 33 条 <u>監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>第 6 章 計 算 (営業年度および決算期) 第 34 条 <u>当会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、毎営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金) 第 35 条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。</u></p> <p>(中間配当金) 第 36 条 <u>当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配(以下中間配当金という。)をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第 37 条 <u>利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満 3 年を経過してなおこれを受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。</u></p> <p>付 則 1. 第 7 条は、平成 18 年 8 月 1 日に効力を発生するものとする。 2. 本付則は、<u>第 7 条の効力発生日到来後削除するものとする。</u></p> <p>[注記] 当社は平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する決議をしております。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第 31 条 [現行どおり] <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>[削 除]</p> <p>[削 除]</p> <p>(監査役会規程) 第 32 条 [現行どおり]</p> <p>(報酬等) 第 33 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>第 6 章 計 算 (事業年度) 第 34 条 <u>当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 35 条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>(中間配当) 第 36 条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第 37 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してなおこれを受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。</u></p> <p>付 則 1. 第 9 条は、平成 18 年 8 月 1 日に効力を発生するものとする。 2. 本付則は、<u>第 9 条の効力発生日到来後削除するものとする。</u></p>